

新潟県条例第61号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(証明事務手数料) 第3条の5 卒業証明書、成績証明書、調査書その他の証明書の交付を受けようとする者（在学している者を除く。）は、1通につき <u>500円</u> の手数料を納めなければならない。 2・3 (略)	(証明事務手数料) 第3条の5 卒業証明書、成績証明書、調査書その他の証明書の交付を受けようとする者（在学している者を除く。）は、1通につき <u>450円</u> の手数料を納めなければならない。 2・3 (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。